

核不拡散ニュース No.0201

November, 2013

Contents

<1. 核不拡散に関する特定のテーマについての解説、分析>

1-1 イランの核問題に関する E3/EU+3 とイランの間の暫定合意

<1. 核不拡散に関する特定のテーマについての解説、分析>

1-1 イランの核問題に関する E3/EU+3 とイランの間の暫定合意

1. 概要

イランの核問題は 2002 年に秘密裏の濃縮施設の建設が発覚して以来、濃縮の継続・拡大、核兵器級のプルトニウムの生産に適した重水炉の建設、過去に行われていたとされる核兵器開発関連の活動等が、核不拡散上、深刻な脅威として認識されてきており、2000 年代の半ば以降、第 2、第 3 のイランの出現を防ぐ観点から、多国間枠組みによる燃料の供給保証など機微技術の拡散防止に向けた国際的な議論が高まる端緒ともなった。

国際社会は、EU 加盟の 3 か国(英国、フランス、ドイツ、いわゆる E3)に国連安全保障理事会常任理事国の米国、ロシア、中国 (+3) を EU が主導する形で交渉を継続する一方、国連安全保障理事会決議や多国間枠組み、個別の国家による単独での制裁を強化することにより、イランに対する経済的な締め付けを強めてきた。

これに対し、イランは度重なる国連安全保障理事会決議に反してウラン濃縮を継続するだけでなく、20%濃縮ウランの製造や新型の遠心分離機の導入等、濃縮ウランの生産能力を高めてきた。このことは、イランが一旦、核兵器保有を決定すれば、短期間の内に核兵器保有に必要となる高濃縮ウランを製造できる能力を近い将来、得ることを意味し、イランがそうした能力を得る前に、イスラエルや米国が軍事オプションを行使する可能性も取り沙汰されてきた。

2013 年 6 月になって、イランで穏健派のロウハニ氏が大統領に就任したことから、外交手段による解決に向けたモメンタムが高まり、2013 年 10 月、11 月に、EU3 か国とイランとの間で交渉が行われた。特に 11 月 7-10 日に行われた交渉では、双方の立場は合意寸前まで近づいたとされるが、アラクに建設中の重水炉(IR-40)の問題に関する見解の対立で最終合意には至らなかった。

今般、2013 年 11 月 20-24 日にかけてジュネーブで行われた交渉において、「共同行動計画(Joint Plan of Action)」¹に合意がされた。この共同行動計画は、包括的な解決に向けて今後 6 か月の間に実施すべき第一段階の措置を列挙するとともに、包括的な解決に至る最後のステップを示すものとなっている。

¹ http://eeas.europa.eu/statements/docs/2013/131124_03_en.pdf

2. 共同行動計画の内容

(1) 第一段階²を構成する要素

イラン側の措置

- ✓ 既存の 20%濃縮ウラン(UF₆)の在庫に関して、半分をテヘラン研究炉(TRR)用の燃料製造用の在庫として酸化物の形態で保持し、残りの 20%濃縮ウランを 5%以下に希釈。UF₆ への再転換のラインを設置しない。
- ✓ 6 か月の間は 5%を超える濃縮は実施しない。
- ✓ ナタンツ、フォルドウの濃縮施設、IR-40 における活動を更に進展させることはしない。
 - ナタンツの濃縮施設に関して、既に設置されているが、濃縮を行っていない遠心分離機に UF₆ を投入しない。新たに遠心分離機を設置しない。既存の遠心分離機が故障した場合は同型の遠心分離機で代替
 - フォルドウの濃縮施設に関して、濃縮を実施している 4 つのカスケードにおいて 5%を超える濃縮を行わず、濃縮能力を拡大しない。他の 12 のカスケードには UF₆ を投入せず、運転されていない状態を維持する。カスケード間の連結を行わない。既存の遠心分離機が故障した場合は同型の遠心分離機で代替
 - アラクの重水炉に関して、6 か月間は、運転を開始しない、燃料や重水を原子炉サイトに移転しない、追加的な燃料の生産、試験、構成部品の設置は行わない。
- ✓ 今後 6 か月間に 5%に濃縮される濃縮ウランについては、UO₂ への転換のラインが整備され次第、UO₂ に転換
- ✓ 新たな場所での濃縮は実施しない。
- ✓ 濃縮ウランの蓄積を意図しない濃縮の研究開発については保障措置下で継続
- ✓ 再処理及び再処理用の施設の建設を実施しない。
- ✓ 監視の強化
 - 原子力施設の計画に関する情報、各原子力サイトにおける各建物の情報、特定の原子力活動に関与する各サイトにおける運転の規模、ウラン鉱山や製錬、原料物質³に関する情報等の IAEA への提供
 - IR-40 の設計情報の改定版の提出
 - IR-40 の保障措置アプローチの妥結に向けたステップに関する IAEA との合意
 - フォルドウ及びナタンツの濃縮施設の監視記録へのアクセスのため

² 期間は 6 か月であるが、延長も可能とされている。

³ 天然ウラン、劣化ウラン、トリウム

IAEA 査察官に対して毎日、アクセスを認める。

- ▶ 遠心分離機の製造工場、遠心分離機用のローターの製造工場や保管施設、ウラン鉱山や製錬施設に対して「管理されたアクセス⁴」を認める。

E3/EU+3 側の措置

- ✓ イランの原油の顧客の購入量の維持を認めることにより、イランからの原油の販売を更に削減する取組みを休止する。イランが国外で得る収入の返還を可能にする。イランによる原油の輸出に必要な保険や輸送のサービスに関する制裁措置を停止する。
- ✓ イランからの石油化学製品の輸出、金、その他の貴金属に関する米国や EU の制裁を停止
- ✓ イランの自動車産業に対する米国の制裁の停止
- ✓ イランの民生用航空産業に対する、フライトの安全確保のための予備品の供給、設置や安全に関連する検査や修理を認める。
- ✓ 原子力関連の新たな国連安全保障理事会による制裁は発動しない。
- ✓ EU による新たな原子力関連の制裁は発動しない。
- ✓ 米国は、大統領、議会それぞれの役割に沿って、新たな原子力関連の制裁を発動することを自制
- ✓ イランが国外で得る石油の収入を活用した、イランの国内のニーズのための人道的貿易を促進するための資金経路の確立
- ✓ 制裁の対象となっていない貿易取引の制限額の引き上げ

(2) 包括的解決の最終段階を構成する要素

包括的解決の最終段階は今後 1 年以内に交渉を終了して、履行を開始することとされ、以下の要素を含むものとされている。

- ✓ 相互に合意される長期にわたる期間
- ✓ NPT や IAEA 保障措置協定の下での権利、義務の反映
- ✓ 国連安全保障理事会や複数国あるいは単独での原子力関連の制裁措置の完全な解除
- ✓ 実際上のニーズに整合した、相互に合意されたパラメータ（濃縮活動の範囲、レベルの制限、濃縮能力（濃縮の実施が許容される場合には）、濃縮ウランの在庫量など）での相互に合意された濃縮の計画
- ✓ IR-40 に関する懸念の完全な解決、再処理及び再処理用の施設の建設を実施しないこと

⁴ IAEA 追加議定書により認められた、核不拡散上、核物質防護上の機微情報や商業機密の漏洩を防止するためのアレンジメント

- ✓ 合意された透明性措置及び強化された監視の完全な履行、大統領、イラン議会それぞれの役割に沿った IAEA 追加議定書の批准、履行
- ✓ 最新の軽水炉、研究炉、関連する設備の取得、新型の燃料の供給、研究開発を含む、民生用の原子力国際協力

最終段階が成功裏に終了した後は、イランの原子力計画は他の非核兵器国の原子力計画と同等に扱われるとされている。また、最後の段階及び第一段階と最終段階の間で必要とされる段階については、「全てに関する合意がなされるまでは何も合意がなされない。」とし、パッケージとして取り扱う意向が示されている。

3. 今後の展望

今回の合意は、イランが濃縮プログラムの進展のモラトリアム（部分的には後退）や追加議定書で求められる措置の一部履行など透明性の向上のための措置に応じる一方、E3/EU+3 側が制裁の若干の緩和に応じたものであり、包括的な解決に向けての今後の交渉の時間や余地を作り出すための暫定的な合意という性格を有する。包括的な解決の焦点は、「実際上のニーズに整合した、相互に合意されたパラメータでの相互に合意された濃縮の計画」の中身であり、イランに対してどこまで濃縮を許容するか、イランがどこまで濃縮の制約を容認するかが課題となり、困難な交渉が予想される。

イスラエルや米国議会には、イランが軟化姿勢に転じたのは、制裁が効果を発揮しつつあることの証左でもあり、イランが濃縮施設の完全な撤去や濃縮ウランの国外搬出など原子力計画をやめない限り、中途半端に妥協に応じるべきではないとの意見が根強い。今後のイランとの交渉が上手く行かなければ、制裁の強化や軍事オプションの行使などの強硬策が再び俎上に上がる事態も予想される。

【報告:計画推進室 山村】